

<課税証明書に含まれない国外での収入がある場合>

当該収入が日本で課税されたと仮定した場合に、適用を受けられると考えられる基礎控除及び扶養控除などの人的控除の合算額をこの表で計算し、申請書の「所得控除合計(ウ)」欄に記載してください。

ただし、日本にいる配偶者に、扶養控除などの人的控除が適用されている場合には、国外での収入がある当該者に適用することはできません。

なお、本紙も申請書とともに提出してください。 ※課税証明書に含まれない国外での収入がない場合は提出不要です。

	対象者(※年齢は前年12月31日現在)	控除適用者 (児童生徒との 続柄を記入)	人数(A)	控除額(B)	合計(C)=(A)×(B)	本人の所得要件
基礎控除	・本人		1	330,000	330,000	—
配偶者控除	・生計を一にし、かつ、合計所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者					—
控除対象配偶者	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者			330,000		—
老人控除対象配偶者	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			380,000		—
配偶者特別控除	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円を超え76万円以下である配偶者を有する者			(※)		年間所得1,000万円以下
扶養控除	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者					—
一般の扶養親族	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者			330,000		—
特定扶養親族	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者			450,000		—
老人扶養親族	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者			380,000		—
(同居親族等加算)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者			70,000		—
障害者控除	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者			260,000		—
(特別障害者控除)	・特別障害者である者 特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者			300,000		—
(同居特別障害者控除)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者			530,000		—
寡婦控除	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者			260,000		①の場合 年間所得500万円以下
(特別寡婦控除加算)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者			40,000		年間所得500万円以下
寡夫控除	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者			260,000		年間所得500万円以下
勤労学生控除	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者			260,000		年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下
合計						←この金額を「所得控除合計(ウ)」欄に記載してください。

(※) 配偶者特別控除額については以下の表から当てはめて計算してください。なお、配偶者控除と配偶者特別控除の両方を適用することはできません。

配偶者の合計所得	配偶者特別控除額
380,001円～449,999円	330,000円
450,000円～499,999円	310,000円
500,000円～549,999円	260,000円
550,000円～599,999円	210,000円
600,000円～649,999円	160,000円
650,000円～699,999円	110,000円
700,000円～749,999円	60,000円
750,000円～759,999円	30,000円
760,000円以上	0円(控除なし)

